

(別紙)

養殖業に係る適正取引推進ガイドライン(案)に対する提出意見及び意見考慮結果・理由

合計5者から合計5件の御意見を頂きました。御意見ありがとうございました。
頂戴した御意見とその対応状況については以下のとおりです。

番号	提出意見	対応状況
1	<p>○ 1ページの本文の6行目「このガイドライン」と、同12行目「本ガイドライン」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。 10ページの1行目「本ガイドライン」は「ガイドライン」のほうがよい。1ページの本文の15行目、3ページの7行目の例と同様に。</p>	<p>○ 御指摘を踏まえ、1ページの本文6行目「このガイドライン」を「本ガイドライン」に、10ページの1行目「本ガイドラインの活用」を「ガイドラインの活用」に修正いたしました。</p>
2	<p>○ 手形での支払いについては、業界の慣行とはいえ、「順次廃止すべき」まで踏み込んでほしいところです。</p>	<p>○ 約束手形の利用については、成長戦略実行計画(令和3年6月18日閣議決定)において、5年後の利用廃止に向けた取組を促進することとされていることなどから、「2. 養殖業者と産地商社・販売業者との適正な取引方法等に関する事項」の「(2) 養殖魚の取引対価の決定方法に関する事項」の②のdにその旨を記載しているところです。</p>
3	<p>○【意見】 養殖魚の取引対価については、自然環境と地域社会に配慮した責任ある養殖業を行うための管理コスト、ならびに天然魚を種苗および飼料原料として用いる場合は、IUU 漁業由来の水産物の流通を排除するためのトレーサビリティの確立のための投資コストについても加味すべき。</p> <p>【理由】 養殖業が世界的に成長・拡大し続ける中、養殖事業に伴</p>	<p>○ 養殖業に係る適正取引推進ガイドラインは、前文及び「1. ガイドライン策定の背景」の「(4) ガイドラインの趣旨」にありますとおり、特に一般に資金力や販売力に劣る養殖業者は、産地商社や販売業者との取引のあり方により自身の事業運営が大きな影響を受けることから、取り組むべき適正な取引方法、取引関係等を示しています。加えて、双方が適正な利益を得てバリューチェーン全体の付加価値向上につなげていく共存共栄の関係を築くことを目指すものとしているものです。</p>

う環境汚染や破壊、天然種苗や飼料原料の持続可能性、労働者や地域社会に関わる様々な問題が指摘されている。日本が平成2年に策定した「養殖業成長産業化総合戦略」では、国内市場はもとより輸出による海外市場での販売を拡大する上でも、環境と社会に配慮した持続可能な養殖業への変革を重要課題としている。しかしながら、課題解決や改善に係るコスト負担が市場価格に反映されず、生産者側に集中している。消費者も含めたサプライチェーン上の関係者全体でトレーサビリティの確立や持続可能な養殖業を行うためのコストを負担し、あるいは、バイヤー側もこういった取り組みを支援し、それらを市場価格に反映させる仕組みが必要となっている。

【背景】 WWF は、国内外で、海洋環境保全のために、IUU(違法・無報告・無規制)漁業の根絶や持続可能な漁業・養殖業の推進に向けた活動を行っている。「養殖業に係る適正取引推進ガイドライン」は、養殖生産を行うに要する資材・機材等の購入ならびに養殖魚の販売にかかる取引の適正化を目的とするものであり、一見すると、海洋環境保全とは無関係とも思われる。しかし、環境と地域社会に配慮した持続可能な養殖業の推進のためには、当然相応のコストがかかり、水産物や水産加工品の取引における消費者を含めた関係者の中での適正なコスト負担が求められている。例えば、生産コストの大部分を占める飼料は、多くの場合、天然魚が原料となっているが、IUU 漁業リスクの確認や持続可能性の担保のためには管理・調達コストがかかる。また養殖場を取巻く生態系を保全する必要があり、それにも管理コストがかかる。こういった海洋保全に必要なコストを養殖業者のみならず、バイヤー等、水産物・水産加工品の流通に携わる関係者、さらには消費者も含めた水産物の恩恵を受けている主体全体で負担する必要がある。

については、WWF ジャパンは、「養殖業に係る適正取引推進ガイド

御指摘の点につきましては、トレーサビリティの確立や持続可能な養殖業を行うためのコスト負担のことであると思われため、今回ガイドラインを作成する趣旨とは異なるものと考えます。

他方、御意見につきましては、持続的な養殖業を推進していくに当たっての今後の取組の参考とさせていただきたいと思えます。

	<p>ライン」において、商品の取引対価について、自然環境と地域社会に配慮した責任ある養殖業を行うための管理コスト、ならびに天然魚を種苗および飼料原料として用いる場合は、IUU 漁業由来の水産物の流通を排除するためのトレーサビリティの確立のための投資コストについても加味するべき、との意見を提出する。</p>	
4	<p>○ 4ページに記載のある「1 養殖魚の取引対価は、品質、数量、納期の長短、納入頻度の多寡、代金の支払方法、生産資材費、労務費、運送費、保管費等諸経費、市価の動向等の要素を考慮した合理的な算定方式に基づき、養殖業者の適正な利益を含み、労働時間短縮等労働条件の改善が可能となるよう、養殖業者及び産地商社・販売業者が十分に協議して決定すること。」とあるが、労働時間短縮等労働条件の改善については、このガイドラインとあわせて、厳しい労働条件の背景にある労働基準法の一部(労働時間・休憩・休日等)適用除外を解消すること(＝労働基準法の適用とすること)が必要と考える。</p> <p>更に、7 ページには「5 産地商社・販売業者は、養殖業者の働き方改革や労働時間短縮の妨げとなる週末出荷依頼・週初納入、終業後出荷依頼・翌朝納入、契約内容の変更要請等を抑制するとともに、養殖業者の納入事務の軽減に協力すること。」と記載があり、加えて、9 ページに「2 養殖業者は、長期経営方針、資金計画、設備計画、生産計画等の経営計画を立てることにより経営管理の改善を図ること。また、人材の確保を図るために必要な働き方改革の取組を進め、労働時間の短縮、職場環境の改善等人事・労務管理の改善を図ること。産地商社・販売業者は、養殖業者の要請に応じ、養殖業者の経営管理及び人事・労務管理の改善について、講習会や研究会を開催する等の協力を行うこと。」と記載があるが、産地商社・販売業者に養殖業者の労務コストを等しく認めさせるためには、労働基準法の一部適用除外(労</p>	<p>○ 養殖業に係る適正取引推進ガイドラインは、前文及び「1. ガイドライン策定の背景」の「(4)ガイドラインの趣旨」にありますとおり、特に一般に資金力や販売力に劣る養殖業者は、産地商社や販売業者との取引のあり方により自身の事業運営が大きな影響を受けることから、取り組むべき適正な取引方法、取引関係等を示しています。加えて、双方が適正な利益を得てバリューチェーン全体の付加価値向上につなげていく共存共栄の関係を築くことを目指すものとしているものです。</p> <p>御指摘の点につきましては、労働基準法の適用除外等に関することであると思われるため、今回ガイドラインを作成する趣旨とは異なるものと考えます。</p> <p>他方、養殖業成長産業化総合戦略においては、労働環境の整備のために養殖作業効率化を進め働き方改革の取組を推進することとされており、御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきたいと思っております。</p>

働時間・休憩・休日等)を解消し、労働者の安全と健康を確保することが同時に必要と考える。これは、一時的に漁業生産コストを引き上げることになる可能性はあるが、規制のない競争環境から脱却し、将来的な養殖業の成長産業化に向けては、避けて通れない課題と認識している。

【意見背景】

養殖業のなかでもとりわけ陸上養殖については、海上養殖に向けた稚魚の育成などの「陸上養殖」が主であり、近年、海水魚も陸上で養殖されるケースが増加している。陸上養殖は、天候に左右されることが少なく、普通の労働者(いわゆるサラリーマン)と同様の働き方になっているため、労働基準法の適用除外にする理由が見当たらないと考える。

また、海上養殖では、主にブリやマグロ、真鯛、のり、カキなどが養殖されており、当然のことながら、天候に左右され、時化や台風のとき等は作業できないことはあるが、その時は「明日は時化だから」と休みにして、代わりに「日曜日を出勤日」にすることがある。これは、製造業はじめ多くの企業で生産計画が変更になれば、振替休日等で休日の変更をしていることと何ら変わりはない。海上養殖は主に湾内での作業であり、多少の悪天候でも一定の作業ができ、また、自動で餌を与える機器の開発も進み、数日程度であれば養殖場に行けない場合でも餌やり等は可能で、作業ができる。以上等から、養殖業に従事する労働者は、悪天候の場合でも仕事があり、出勤して港湾内の作業や、餌やり、機器の点検等の作業ができるなど、労働環境は大きく変化している。「養殖業」を速やかに適用除外とし、養殖業に従事する労働者の安全と健康を確保したうえで、将来にわたって成長できる産業を目指した取り組みを検討・実践していく必要があると考える。

5	<p>○ 消費者としては水産物・水産加工品のトレーサビリティの確保が行われる事を求</p>	<p>○ 養殖業に係る適正取引推進ガイドラインは、前文及び「1. ガイドライン策定の背景」の「(4)ガイドラインの趣旨」にありますとおり、特に一般に資金力や販売力に劣る養殖業者は、産地商社や販売業者との取引のあり方により自身の事業運営が大きな影響を受けることから、取り組むべき適正な取引方法、取引関係等を示しています。加えて、双方が適正な利益を得てバリューチェーン全体の付加価値向上につなげていく共存共栄の関係を築くことを目指すものとしているものです。</p> <p>御指摘の点につきましては、今回ガイドラインを作成する趣旨とは異なるものと考えます。</p> <p>他方、養殖業成長産業化総合戦略においては、トレーサビリティの普及に取り組むこととされており、御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきたいと思えます。</p>
---	---	--